

令和5・6年度  
南城市役務競争入札参加資格申請書提出要領

南城市の発注する役務の契約について入札参加を希望する者は、入札参加資格審査を受け、名簿に登録する必要があります。以下の要領に基づき申請書類を提出してください。

1. 入札参加資格要件

次の(1)～(8)までの要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に抵触しない者。(同条第2項各号に該当する場合においては、その事実があった後、1年以上を経過していること。)
- (2) 希望する業種の営業に関し、法律上の資格等を必要とする場合は、それらの資格等を有する者。
- (3) 営業開始後、1年以上引き続き同種の営業を営んでいる者。
- (4) 国税、県税及び市町村税、国民健康保険料(税)又は社会保険料に滞納がない者。
- (5) 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。(個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合を除く。)
- (6) 労働保険に加入していること。(従業員が一人もいないため適用が除外されている場合を除く。)
- (7) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 南城市暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していない者。

2. 入札参加資格の有効期間

登録の日～令和7年3月31日

※ただし、同日までに次期の資格者の決定がされないときは、その決定がされる日までとします。

3. 申請の方法 (インターネットでの申請となります)

(1) 受付期間

令和5年2月1日(水)～28日(火) ただし、土・日曜日、祝日を除く。

午前8時30分～午後9時まで

※インターネットの環境が無い等の理由により、やむを得ない場合には窓口、郵送申請を可とします。(窓口受付：午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時00分。郵送は2月28日(火)消印有効)

(2) 受付場所(インターネット環境がない方等)

〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地

南城市役所2階 東側共用会議室(213)

(3) 提出方法

① 原則、インターネットでの申請受理で提出となります。

入札参加申請システム(市公式ホームページ参照)

URL：<https://www.city.nanjo.okinawa.jp/jigyosha/1670371841/1667980020/>

※インターネットの環境がない等の理由により、やむを得ない場合には窓口、郵送申請を可とします。

※郵送した書類に不備があった場合、着払いでの返送、又は来庁を依頼し不備書類の差し替えを行って頂くことがあります。

※申請書を直接ご持参頂く場合は、記載内容について説明できる方が持参してください。

(行政書士等へ委託した場合、提出前に書類内容の確認をよろしくをお願いします。)

② 窓口、郵送申請の場合、申請書類は、フラットファイル(イエロー) A4 S版に編綴すること。

・表紙及び背表紙に「南城市役務等競争入札参加資格審査申請書」及び商号(名称)を明記してください。

・書類は、提出書類一覧表により番号順にインデックス表示し番号順に綴ってください。

(ホッチキス止め等を行わないでください。)

※該当しない箇所は該当なしとして提出すること。

※受付の控えを希望する場合は、「競争入札参加資格審査申請書受付票(様式第9号)」又は「南城市役務等競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)」のコピーをあらかじめ準備して下さい。

※郵送提出をする方で受付票を希望する場合は、受付票ハガキを作成し(宛名記入・切手張付)同封してください。

③ 提出部数 1部(申請者は各自で控えを保管してください。)

※窓口が混み合うためコピーなどは行いません。

#### 4. 書類作成時の留意事項

(1) 各種証明書は、令和4年11月2日以降に発行されたものを提出してください。ただし、商号等記載事項に変更等がある場合は、最新の資料を提出してください。

(各種証明書は発行日から3か月以内のものが必要となります。そのため、受付開始日の前日を基準に「11月2日以降に発行されたもの」としています。)

(2) 各種証明書について、代表者以外の方が証明書を取得する場合は「代表者からの委任状等その他資料」が必要となる場合があります。詳しくは証明書を発行する官公署等へお問合せください。

(3) 徴収猶予の適用を受けている事業所については、猶予許可証等の写しを添付してください。

(4) 申請書類を手書きで作成する場合は、黒のボールペン(商号等はゴム印可)で記入し、修正可能な鉛筆や消せるペンでの作成は不可です。

(5) 登録できる業種は最大5業種までに なります。

(6) 競争入札参加資格が認定された場合、申請された文書については、当該情報を公開することに同意していただきます。

(7) 個人事業者に関しては、本籍地の市町村からの「身分証明書」と法務局が発行する「登記されていないことの証明」(成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明)の2種類が必要となります。

法務局が発行する「登記されていないことの証明書」については、那覇地方法務局戸籍課又は最寄りの法務局へお問い合わせください。

## 5. 所在地区分

登録にあたっては、営業所の所在地ごとに以下のとおりとします。

- (1) 市内業者：本店を南城市に有するものをいう。
- (2) 市外業者：本店を県内（南城市を除く）に有するものをいう。
- (3) 県外業者：本店を県外に有する者をいう。
- (4) 準市内業者：上記(2)・(3)の業者のうち、南城市内に営業所を有している者であって次に掲げる事項を満たす者をいう。

【1】南城市内の営業所に入札、契約に関する一切の権限を委任していること。

【2】南城市税務課に法人設立（設置）申告書を提出して1年以上経過していること。

申請する際の事業所は次の各号の要件を備えていることを条件とします。

- ① 契約・見積、入札等について実質的な業務が行えること。
- ② 看板の設置があり、電話・机等の什器備品、帳簿等を備え、営業の実態が確認できること。
- ③ 本市からの問い合わせ等について、対応できる従業員が常駐していること。

※以上の要件が満たされていない場合、前回登録があった者の継続申請であっても、登録できない場合があります。

## 6. 注意事項

入札参加資格審査に申請した者が次の各号のいずれかに該当するときは、資格の登録を行いません。

- (1) 入札参加資格審査申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は事実について記載しなかったとき。
- (2) 審査のための実態調査に応じないとき
- (3) 審査の過程又は審査終了後、入札参加資格を与える者として不相当であることが判明したとき。

## 7. 役務入札参加資格審査申請変更届について(インターネットでの申請となります)

入札参加申請システム(市公式ホームページ参照)

URL:<https://www.city.nanjo.okinawa.jp/jigyosha/1670371841/1667980020/>

窓口、郵送申請の場合、資格審査申請提出後、申請内容に変更が生じたときは、「役務競争入札参加資格申請後変更届出書」に必要書類を添付のうえ速やかに提出してください。

郵送で控への返信を希望の場合、返信用封筒(宛名記入・切手貼付)を同封してください。

## 8. 資格審査の結果の通知及び公表

資格審査の結果、競争入札参加資格者と認められた者は競争入札参加資格者名簿に登載し、南城市ホームページへ公表することによって申請者への通知に代えるものとします。

なお、競争入札参加資格者と認められない者にはその旨通知します。

9. 問合せ先

南城市役所総務部 財政課

〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地

TEL 098-917-5379

FAX 098-917-5424

## 提出書類一覧表

★システム申請で必須の添付ファイルがつけられない理由がある場合は、「インターネット用ファイルが添付できない理由書」（HP 掲載）を記入のうえ、理由書を添付ください。

※提出書類の番号順に並べて提出してください。

No	提出書類	システム申請の場合	紙申請の場合	記入要領
1	提出書類チェックシート【役務】	無し	提出	提出書類について内容等の確認を行い、 <input checked="" type="checkbox"/> マーク（不要なものは\）を記入してください。
2	南城市役務競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）	システム入力	提出	本社名で作成し、登記印鑑（個人は実印）を押印すること
3	印鑑証明書	データファイル添付	提出（写）	※拡大縮小しないこと（写し可） 法人事業者：代表者印（会社実印） →法務局にて発行 個人事業者：事業主印（実印） →市町村発行※印鑑登録証が必要です。
4	使用印鑑届（様式第2号）		提出	
5	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）		提出（写）	法人事業者のみ
6	代表者の身分証明書			個人事業者のみ（市町村発行）
7	代表者の登記されていないことの証明書			個人事業者のみ※法務局
8	財務諸表【法人】 流動資産・負債計算書（様式第3号）【個人】	データファイル添付	提出	【法人】前期の貸借対照表及び損益計算書等（流動資産・負債の合計額にマーカーでラインを引く） 【個人】流動資産・負債計算書（様式第3号）に記載
9	国税納税証明書	データファイル添付	提出（写）	法人事業者（様式 その3の3） 個人事業者（様式 その3の2） →税務署にて発行 ※直近2年分（令和3・4年度分）
10	都道府県税完納証明書（全税目の滞納のない証明書）			事業所の所在する都道府県より発行 ※直近2年分（令和3・4年度分）
11	市町村税納税証明書 <u>※南城市内に営業所を設置している場合は南城市の証明書を取得してください。また、代表者以外の方が取得する場合は委任状が必要です。</u>			法人（法人市民税・固定資産税・軽自動車税） 個人（市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税※国保加入者のみ） ※直近2年分（令和3・4年度分）  ●市内事業者（南城市内に営業所を設置する者を含む） <u>納税証明書（上記項目ごとに課税額・納税額がわかる資料）を税務課にて取得。</u> ※「完納証明書」又は「滞納のない証明書」は不可 ※徴収猶予の適用を受けている事業所については、徴収猶予許可証の写しを添付

				<p>●市外事業者 本社住所地（本社の権限を営業所に委任する場合は、委任先の住所地）の納税証明書の写しを添付。 ※「完納証明書」又は「滞納のない証明書」でも可</p>
12	代表者の市町村税の滞納のない証明書（完納証明書）	データファイル添付	提出（写）	納税義務がある市町村より発行【個人のみ】
13	代表者の国民健康保険料（税）滞納のない証明書			個人事業者のみ（市町村発行）
14	営業実績調書 ※直近2年分（令和3・4年度分） 【民間事業者、国又は地方公共団体】 （様式第4号、様式第4号の2）	データファイル添付	提出	※登録希望業種のみ <sup>の</sup> の営業実績を記載 契約相手が民間事業者と国又は地方公共団体のものを各1枚ずつ ※主な契約のみ
15	営業実績総括表（様式第5号）			登録希望業種ごとの営業実績額を記入
16	労働保険証明書	データファイル添付	提出（写）	法人事業者のみ（労働局） ※未加入の場合は、その法的根拠を明記した「理由書」（様式第11号）を提出してください。
17	国民健康保険・厚生年金保険（加入・納付）証明書			法人事業者のみ（年金事務所） ※未加入の場合は、その法的根拠を明記した「理由書」（様式第11号）を提出してください。
18	賠償責任保険証券	データファイル添付	提出（写）	<p>必要な業者は下記の登録をする業者のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●警備業務</li> <li>●清掃業務</li> <li>●消防用設備保守業務</li> <li>●電話交換手業務</li> <li>●庁舎設備管理業務</li> <li>●電話設備保守管理業務</li> <li>●昇降機保守管理業務</li> </ul>
19	営業許可証明書又は登録証明書	データファイル添付	提出（写）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警備業務⇒公安委員会認定証</li> <li>○機械警備⇒機械警備業務開始届出書</li> <li>○清掃業務⇒県知事事業登録証明書</li> <li>○上水道施設維持管理業務 ⇒南城市上水道指定給水装置工事事業者証</li> <li>○下水道施設維持管理業務 ⇒浄化槽保守点検業者登録通知書</li> <li>○水質検査業務 ⇒厚生労働大臣登録機関の証 ⇒精度管理の評価試験結果</li> </ul>
20	技術職員（インストラクター含）有資格者名簿（様式第6号）	データファイル添付	提出	<p>※県内事業者のみ ※資格証添付のこと。[名簿順に添付すること。] ※<u>県外業者については不要。電算入力表（様式第10号）に技術者数を記載すること。</u> ※最低賃金以下での雇用は認めません。</p>
21	印刷事業者調査表（様式第7号）			電算入力表（様式第10号）の「印刷複写類」を希望している事業者のみ
22	「技術職員有資格者名簿」に記載のある技術職員の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し	データファイル添付	提出（写）	※内容確認の為、技術職員有資格者の部分は塗りつぶしをしないようお願いいたします。（技術職員有資格者以外の職員の部分は塗りつぶし可）

				個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合は雇用保険被保険者証の写しを提出（氏名以外の個人情報及び他職員の情報は除くこと）
23	誓約書（様式第8号）	データ ファイル 添付	提出	支店長等へ通年委任する場合のみ
24	委任状【原本】（任意様式）			
25	競争入札参加資格審査申請書受付表（様式第9号）	無し	提出	申請書の住所、商号・名称、代表者名記入
26	電算入力表【A3】（様式第10号）	システム 入力	提出	ふりがなを忘れずに記入してください
<p>1. やむを得ず窓口、郵送申請となる場合、書類は上記番号順に編綴し提出してください。（但し、25、26の書類はファイルに綴らず提出）</p> <p>2. 証明書類は写りが鮮明であればコピー機による写しでも構いません。</p> <p>3. <u>登録後は登録業種の追加、変更は行いません。</u>書類は十分確認のうえ提出して下さい。</p>				

## 競争入札の参加者資格要件

### 1. 警備業務

- ① 常用警備員数が5人以上であること。
- ② 公安委員会認定の業者であること。

### 2. 清掃業務

- ① 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号の登録を受けていること。
- ② 次の条件により区分する。

#### 清掃 A

常用清掃員数	100人以上
資本金	1,500万円以上

#### 清掃 B（清掃Aに該当しないもの）

常用清掃員数	20人以上
資本金	500万円以上

### 3. 消防用設備保守業務

次の資格者のいずれかを有していること。

- ① 消防設備士（甲種又は乙種第1類、乙種第2類、乙種第4類及び乙種第6類）
- ② 消防設備点検資格者（第1種及び第2種）

### 4. 電話交換手業務

- ① 従業員が5人以上いること。
- ② 電話交換手として対応できる者がいること。

### 5. 庁舎設備管理業務

- ① 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第2号、第3号、第4号及び第5号の規定による登録を受けていること。
- ② 次の資格者を有していること。
  - a) 建築物環境衛生管理技術者
  - b) 第3種電気主任技術者以上の資格者
  - c) 第2種冷凍機械責任者以上の資格者
  - d) 電気工事士の資格者
  - e) 消防設備士（乙種第1類、乙種第2類、乙種第4類及び乙種第6類）又は消防設備点検資格者（第1種及び第2種）

### 6. 電話設備保守管理業務

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）によるアナログ第1種、A1第1種又はA1・DD総合種の資格を有する工事担任者を有していること。

### 7. 昇降機保守管理業務

- ① 従業員が5人以上であること。
- ② 建設大臣が定める昇降機検査資格者を有していること。

### 8. 上水道施設維持管理業務

- ① 南城市上水道指定給水装置工事事業者証



9. 下水道施設維持管理業務

次の資格要件を満たす者が1名以上であること。

- ①浄化槽保守点検業者登録通知書
- ②浄化槽技術管理者及び浄化槽管理士の資格者
- ③フォークリフト運転技能講習修了者
- ④小型移動式クレーン技能講習修了者
- ⑤玉掛け技能講習修了者
- ⑥第一種または第二種電気工事士の資格者

10. 水質検査業務

- ①厚生労働大臣登録機関の証
- ②精度管理の評価試験結果

※印刷複写類については資格の要件はありません。

## 変更届事項別提出書類一覧表

入札参加資格審査申請書を提出後、登録内容に変更が生じた場合には、すみやかにその旨をインターネットで申請してください。なお、窓口、郵送申請も可能とします。郵送で控への返信を希望の場合、返信用封筒(宛名記入・切手貼付)を同封してください。

届出が遅れた場合には、入札への不参加等の不利益を受ける場合がありますのでご注意ください。

変更事項	内 容	変更届	許可書 通知書	登記簿 謄 本	印 鑑 証明書	技術職 員名簿	委任状	補足説明
商号又は 名 称	組 織	○	○	○	○			前組織の抹 消が明白で あるもの
	名 称	○	○	○	○			
代 表 者	社長交替	○		○			○ (委任して いる場合 のみ)	個人の場合 は身分証明 書の写しを 添付
	役 職 名	○		○			○ (委任して いる場合 のみ)	
代 理 人		○					○	
所 在 地		○		○				
電 話 番 号 F A X 番 号		○						
印 鑑		○			○			変更事項欄 に押印
技 術 者		○				○		資格証明書 の写しを添 付

### 注意事項

1. 「入札参加資格審査申請書変更届出書」は、変更事項並びに変更前及び変更後の内容、登録番号を明記した書面を任意に作成してこれに代えても構いません。
2. 通知書等の添付資料は、コピーで構いません。(ただし、委任状については原本提出)
3. 受付証は発行しませんので必要な場合は「入札参加資格審査申請書変更届出書」のコピー等を添付してください。それに本市の受付印を押すことで受付証に代えさせていただきます。
4. 変更内容によっては添付書類を追加させていただく場合がありますのでご協力をお願いします。
5. 本市へ問い合わせる場合は、「登録番号」でお問い合わせください。